

# 電気料金メニュー定義書

～なかのじょうのでんき～  
[従量料金Bプラン]

令和6年4月1日実施  
株式会社中之条パワー  
登録番号：A0218

# 目 次

1	実 施 期 日.....	1
2	定 義.....	1
3	適 用 条 件.....	1
4	供給電気方式、供給電圧および周波数 .....	1
5	契 約 電 流.....	1
6	電 気 料 金.....	2
7	適 用 期 間.....	3
8	契約電流の変更.....	3
9	本定義書の変更および廃止 .....	3
別	表 .....	4
1.	燃料費等調整（上限なし） .....	4
2.	契約容量および契約電力の計算方法 .....	5

本書は、株式会社中之条パワーが提供する「なかのじょうの電気～従量料金 B プラン」に関する電気料金の内容を定めたものです。

## 1 実施期日

本定義書は、令和6年4月1日より実施します。

## 2 定義

- (1) 本定義書は、株式会社中之条パワー（以下「当社」といいます。）が低圧で供給する「従量料金 B プラン」（以下「本プラン」といいます。）に関し、適用条件、電気料金その他の必要事項を定めるものです。
- (2) 本定義書における用語のうち、「電力需給約款（低圧）」（以下「需給約款」といいます。）に定義のないもの、または本プラン特有の意味を持つものについては、次の各号のとおりとします。
  - ① なかのじょうの電気～従量料金 B プラン:本定義書に定める従量料金制の低圧供給メニューをいいます。
  - ② 燃料費等調整単価:燃料価格の変動に応じて定められる1キロワット時当たりの単価をいいます。
  - ③ 平均燃料価格:前3か月間の実績に基づき算定した原油・LNG・石炭の平均価格をいいます。
  - ④ 基準単価:平均燃料価格が1,000円変動した場合の1キロワット時当たりの調整値をいいます。
  - ⑤ 非化石価値加算:需給約款第12条に定める非化石価値証書の購入費用に基づき、当社がお客さまに対して1キロワット時当たり一定の金額を加算して請求する料金をいいます。
  - ⑥ 供給地点:お客さまの受電設備における電力供給契約上の地点をいいます。

## 3 適用条件

本プランは、電灯または小型機器をご使用のお客さまに適用します。適用のための要件は、以下のいずれにも該当する場合とします。

- ① 契約電流が10アンペア以上、60アンペア以下であること。
- ② 動力契約を併用する場合は、契約電流と契約電力の合計（10アンペア=1キロワット換算）が50キロワット未満であること。
- ③ 動力を使用しないこと、または当社が特に認める場合を除くこと。

## 4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

## 5 契約電流

- (1) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、1年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

- (2) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

## 6 電気料金

### (1) 基本料金 (税込)

契約電流に応じて次の基本料金を適用します。

契約電流 10 アンペア	256.00 円
契約電流 15 アンペア	412.00 円
契約電流 20 アンペア	568.00 円
契約電流 30 アンペア	880.00 円
契約電流 40 アンペア	1,192.20 円
契約電流 50 アンペア	1,503.00 円
契約電流 60 アンペア	1,815.00 円

### (2) 電力量料金 (税込)

1 か月の電力量料金は、需給約款第 18 条 (料金の算定期間) (1)に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表 1 (燃料費等調整) (1)①によって計算された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、別表 1 (燃料費等調整) (1)④によって計算された燃料費等調整額を差し引き、平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、当該燃料費等調整額を加えたものとします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.88 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26.48 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.58 円

### (3) 最低月額料金 (税込)

(1)および(2)によって計算された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 か月の料金は、次の最低月額料金および電気需給約款別表 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

1 契約につき	235.84 円
---------	----------

### (4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

本プランに適用される電気料金には、需給約款別表に定める「再生可能エネルギー発電促進賦課金」が加算されます。当該賦課金の単価および算定方法は、同別表の定めによります。

### (5) 日割計算

電気の需給を開始または終了する場合その他 1 か月に満たない使用期間の料金については、需給約款第 21 条 (日割計算) の定めに従い、基本料金および電力量料金を日割で計算します。この場合、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整額も同条に準じて算定します。

### (6) 非化石価値加算

電気需給約款第 12 条 (電源の特性に基づき、当社が購入する非化石価値証書により、お客さまへ供給する電気の CO<sub>2</sub>排出量をゼロとします。これにともない、お客様に負担していただく費用は次のとおりとします。

1 キロワット時につき	1.00 円
-------------	--------

(7) お礼の電力返礼者への特例

ふるさと納税の返礼としての電力の供給に関しては、(4)の加算金を免除します。  
また、返礼終了後も当該免除を継続します。

## 7 適用期間

- (1) 本プランの適用開始日は、次の各号のいずれかによるものとします。
  - ① 電気需給約款第6条（需給契約の申込み）に基づく申込みによる場合は、同約款第10条第2項（供給の開始）に定める需給開始日。
  - ② 電気需給約款第35条（電気需給契約の変更）に基づく電気料金メニューの変更による場合は、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日（需給約款第18条2項を準用）。
- (2) 本プランの適用期間は、前項に定める適用開始日から1年目の日の属する月の電気の計量日の前日（以下「満了日」といいます。）までとします。
- (3) 満了日の属する月の前月の1日から15日までに、需給約款第35条（電気需給契約の変更）にもとづく本プランの変更の申し込みがない場合は、満了日の翌日から引き続き1年間自動的に継続されるものとします。この場合、同条第2項に基づき、当社は契約更新時に供給条件の説明および契約条件に関する書面交付を行うものとします。ただし、需要家の承諾がある場合は省略できます。

## 8 契約電流の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

ただしお客さまが、新たな電気需給契約の申し込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約電流の値の変更を希望する場合には、この限りではありません。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。
- (3) 契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、需給約款第2条（本約款等の変更）に準じます。また、当社が本条に基づく変更内容を通知した場合で、その内容に異議があるお客さまは、通知を受領してから30日以内に当社へ異議を申し出ることができます（需給約款第35条第2項に準ずる）。

## 9 本定義書の変更および廃止

当社は、本定義書を変更または廃止する場合には、需給約款第2条（本約款等の変更）および第15条（電気料金メニュー）の定めに基づき、関係法令に定める範囲内で、あらかじめ合理的な期間をもって、当社ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により通知します。この変更が契約条件に関わる重要事項に及ぶ場合は、書面または同等の方法により通知します。

## 別 表

### 1. 燃料費等調整（上限なし）

#### (1) 燃料費等調整額の計算

平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸 入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円 の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で 四捨五入します。

#### (2) 燃料費等調整単価の算出

① 平均燃料価格が 44,200 円を基準として上下に変動する場合、その変動幅に応じて燃料費等調整単価を算出します。平均燃料価格が基準を下回る場合は電気料金を減額し、基準を上回る場合は電気料金を増額します。

② 本調整額により、当該月の電気料金が増減する可能性があります。上限の有無については「上限なし」とします。

③ 燃料費等調整単価は、次の算式に基づき算出します。なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下 第 1 位で四捨五入します。

(ア) 平均燃料価格が基準を下回る場合

$$(44,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (\text{基準単価} \div 1,000)$$

(イ) 平均燃料価格が基準を上回る場合

$$(\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{ 円}) \times (\text{基準単価} \div 1,000)$$

④ ここでいう「基準単価」とは、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合における電力量 1 キロワット時当たりの調整値をいいます。

⑤ 燃料費等調整単価は、各平均燃料価格算定期間における平均燃料価格に基づき算出し、対応する燃料費等調整単価適用期間の電気料金に適用します。

⑥ 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日 の前日までの期間

毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日 の前日 までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日 の前日 までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日 の前日 までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量 日の 前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量 日の前 日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量 日の前 日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年の 1 月 の計 量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の 前日ま での期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期 間	翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の 前日ま での期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの 期間	翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日の 前日ま での期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの 期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の 前日ま での期間

#### ⑦ 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に②によって計算された燃料費等調整単価を適用して計算します。

#### (3) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	0.183 円
-------------	---------

#### (4) 燃料費等調整単価の掲載

当社の毎月の明細書に掲載します。

## 2. 契約容量および契約電力の計算方法

お客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合で、当社がその旨を承諾する場合の契約容量または契約電力は、次により計算します。

#### (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまた

は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)

× 電圧(ボルト)

× (1 ÷ 1,000)

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流三相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)

× 電圧(ボルト)

× 1.732

× (1 ÷ 1,000)